

令和8年4月28日  
海事局内航課

海上運送法の事業登録等について改めて周知します  
～沖縄県名護市辺野古沖における転覆事故を踏まえた再発防止策として～

沖縄県名護市辺野古沖における船舶転覆事故と同様の事業登録のない船舶による今後の事故被害を防止するため、海上運送法に基づく許可又は登録が必要となる運送行為の具体例、許可等を受けた事業者を利用することの重要性などについて、新たに作成したリーフレットにより改めて周知徹底を図ります。

- 本年3月16日に沖縄県名護市辺野古沖で発生した船舶転覆事故について、当該事故を起こした船舶を使用した運送は、海上運送法に基づく事業登録が行われていませんでした。
- 事業登録のない船舶による今後の事故被害を防止するため、まずは、
  - ・ 海上運送法に基づき許可又は登録が必要となる運送行為の具体例
  - ・ 無償の運送であっても、事業に該当し、許可又は登録が必要となる場合があること
  - ・ 観光、レジャー、イベント等で船舶を利用する際には、安全確保の観点から、許可又は登録を受けた事業者を利用することが重要であることなどについて船舶運航者・利用者に向けた周知・啓発を改めて徹底する必要があることから、そのためのリーフレットを新たに作成しました。
- 当該リーフレットについては、地方運輸局等のホームページに掲載するほか、4月9日に報道発表した「小型船舶に対する安全キャンペーン」の一環としてマリーナ・漁港等において配布します。

<問合せ先>

海事局 内航課 勝山、渡邊、仲西

TEL : 03-5253-8111 (内線 43-402、43-422、43-414)、03-5253-8627 (直通)